

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月9日 11時30分ごろ
発生場所	茨城県日立市久慈漁港東方沖 日立港沖防波堤南灯台から真方位073°10.5海里付近 (概位 北緯36°31.5′ 東経140°50.7′)
事故の概要	遊漁船ゆたか丸及び遊漁船直重丸は、共に船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 ゆたか丸、7.3トン 230-12611茨城、個人所有 B 遊漁船 直重丸、4.7トン IG3-5955（漁船登録番号）、個人所有 第231-5225号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船尾スパンカーのブームに折損 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、久慈漁港東方沖において、周囲に十数隻の遊漁船がいる中、船首を西方に向け、船長Aが操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて操船に当たり、西風により圧流されないようにクラッチを前進及び中立を繰り返して漂泊し、遊漁を行っていた。 船長Aは、前方及び左右方に注意を向けて見張りを行っていたところ、突然、船尾からの衝撃音を聞いてクラッチを前進とし、船尾方を見たところ、B船と衝突したことが分かった。 船長Aは、本事故発生を海上保安庁に通報した後、自力で茨城県ひたちなか市那珂湊漁港に帰航した。 船長Aは、後方から接近する船舶がA船に気付いて避けてくれると思っていたが、後方の見張りも行っていれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、久慈漁港東方沖において、周囲に十数隻の遊漁船がいる中、船首を西方に向

	<p>け、船長Bが操舵室で立って操船に当たり、魚群探知機で魚影を探しながらクラッチを前進及び中立を繰り返して漂泊し、遊漁を行っていた。</p> <p>船長Bは、ふだん、移動してきた遊漁船がB船との距離を保っていたので、本事故当時、前方に移動してきたA船がB船との距離を保っているものと思い、魚群探知機の画面を見ながら少し前進させたところ、B船の船首部とA船の船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、損傷状況が確認された後、自力で久慈漁港に帰航した。</p> <p>船長Bは、魚群探知機の画面に意識を向けていたので、前方の見張りを行っていなかったが、前方のA船との船間距離を確認していれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、周囲に十数隻の遊漁船がいる中、船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、前方及び左右方に注意して見張りを行いながら漂泊を続けたことから、後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、周囲に十数隻の遊漁船がいる中、船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、前方に移動してきたA船がB船との距離を保っているものと思い、魚群探知機の画面を見ながら前進させたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、周囲に十数隻の遊漁船がいる中、A船及びB船がいずれも船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、前方及び左右方に注意を向けて見張りを行い、また、船長Bが、前方に移動してきたA船がB船との距離を保っているものと思い、魚群探知機の画面を見ながら前進させたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂泊中、後方から接近する船舶が自船を避けてくれると思わず、後方を含めた周囲の適切な見張りを行い、接近する他船を見落とさないようにすること。 ・ 船長は、他船が適切な距離を保っていると思うことなく、見張りを適切に行い、魚群探知機等に意識を向け過ぎず、操船に集中すること。